

## 神戸学院大学 緊急学費減免の申請に関する Q&A

【2020年7月10日版】

Q 1 2020年の所得見込みが2019年の所得と比較し1/2以下にならない場合は、対象になりませんか。

A 1 対象になりません。ただし、公的支援の受給証明書の提出がある場合は対象になります。

具体的にどのようなものが公的支援とされるかは、下記の参考WEBページの「事由発生に関する証明書類」の項をご参照ください。

(参考) 日本学生支援機構の給付奨学金[家計急変]における公的支援の例

[https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei\\_kyuhen/coronavirus.html](https://www.jasso.go.jp/sp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html)

※出願資格は文部科学省の提示する要件に準じています。

※公的支援の内容に関するご質問には本学ではお答えできません。それぞれの実施機関にお問い合わせください。

Q 2 公的支援の例に記載のない経済支援を受けているのですが、その他の公的支援として認めてもらえますか。また、その他として認められる要件はありますか。

A 2 例示されている制度以外にも、以下の3点の要件すべてを満たす場合は公的支援として取り扱います。

(1) 国、地方公共団体又はその他の公的機関(独立行政法人、認可法人、特殊法人又はそれらに類するもの)が実施しているもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響に対する公的支援の制度として新設されたもの、拡充されたもの、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響であることを申込事由の一つとして認めているもの。

(3) 当該公的支援を必要としている者の収入等が減少したことを要件としており、審査を行ったうえで、支援の対象として認めているもの。

以上3点をご確認いただき、満たしていればその他の公的支援としてご提出ください。

なお、ご提出いただいた公的支援証明書の制度がこの3点を満たしていないと大学が判断した場合は、受理いたしかねますのでご了承ください。

Q 3 現在、失業(失職)しています。何を提出すればよいですか。

A 3 失業(失職)したこと、契約の打ち切りなどが分かる証明書のコピーをご提出ください。

なお、雇用保険が適用され、失業手当を受給している方は、「雇用保険受給資格者証」のコピーをご提出ください。その場合、「基本手当日額」×「所定給付日数」で算出した手当の受給総額を申請書の(C)あるいは(D)に記入してください。

Q 4 住民税非課税世帯ですが対象となりますか。

A 4 住民税非課税世帯であっても、所得が半分以上減少していなければ対象とはなりません(詳しくは募集要項の出願資格をご確認ください)。ただし、国の高等教育修学支援新制度などは対象となる可能性が高いため、申請されていない方は奨学金窓口までお問い合わせください。

Q 5 高等教育修学支援新制度の学費減免と併用は可能か。

A 5 併用は可能です。ただし、高等教育修学支援新制度などの学費減免により、残りの学費納入額が緊急学費減免額を下回っている場合は、残りの納入額分を免除することとします。

Q 6 提出書類をメールに添付する形で提出することは可能ですか。

A 6 提出は郵送(簡易書留)でのみ受付しています。

Q 7 自営業で毎年年末に確定申告のため帳簿等の作成を税理士にお願いをしています。3か月分の帳簿が作成できていない状況ですが、どうすればいいですか。

A 7 帳簿の提出は必須となりますので、3か月分の帳簿を作成してください。文部科学省の提示する要件に準じて選考するため、帳簿の提出が無い場合、書類審査ができないため、受付できません。

Q 8 兄妹で申請しようと考えています。学費の免除額は学部によって異なりますか。

A 8 異なります。各学部の半期授業料の1/4を免除するため、学費の高い学部程、免除額も大きくなります。